

第 156 回国会における法曹制度検討会関係
の法律改正について（国会における修正内容について）

1 弁護士法の一部改正について

弁護士となる資格の特例の拡充について、国会議員・特任検事に対する弁護士資格付与の要件として研修を付加（新弁護士法第 5 条の 2 第 1 項関係）する旨の修正がなされたほかは、提出時法律案のとおり成立。

2 民事調停法・家事審判法の一部改正について

提出時法律案のとおり成立。